

京都府北部をアメリカによる先制攻撃の最前線にするな

【浜田議員】日本共産党府会議員団の浜田よしゆきです。知事ならびに関係理事者に質問します。

昨日の代表質問で知事は、岸田内閣が閣議決定した「安全保障3文書」について、「国において、国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきもの」と答弁されましたが、あまりにも認識が甘すぎるのではないかと思います。同文書には、ミサイル防衛と敵基地攻撃能力を結合する「統合防空ミサイル防衛」が明記されており、京丹後の米軍レーダー基地がアメリカの先制攻撃戦略の一翼を担わされる危険があります。また、米国製の長距離巡航ミサイル・トマホークが、舞鶴の海上自衛隊に所属するイージス艦に配備されようとしています。平和産業港湾都市として発展してきた舞鶴市をアメリカの先制攻撃の最前線にしているのでしょうか。さらに、防衛省は、海上自衛隊舞鶴地方総監部の地下化を計画しております。地元住民からは「司令部だけ助かっても、我々市民はどうするつもりなのか」など、不安の声があがっています。

そこでお聞きいたします。集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことによって、京都北部が、先制攻撃の最前線となるとともに、相手国からの報復攻撃の対象になる危険があることを、京都府民の安心・安全を守る責任がある知事として、どう認識されていますか。

米軍レーダー基地における新型コロナ感染対策についてお聞きします。昨年の決算特別委員会の書面審査で私は、「米軍の感染防止対策が効果を発揮していない根本には、日米地位協定で米軍を日本の検疫の対象外としている問題があり、地位協定の抜本的改定が必要だが、それ以前にも、米軍に対し日本国内のルールに全面的に従い、協力するように強く求めるべきだ」とただしました。理事者からは「水際対策の課題については、防衛省に要請をしている」という答弁がありましたが、水際対策のどのような課題があつて、防衛省に、具体的にどのような要請をしているのか、お答え下さい。

米軍関係者の交通事故には直ちに対応できる体制を

【浜田議員】米軍関係者の交通事故についてお聞きします。昨年の11月8日、京丹後市の米軍経ヶ岬通信所の関係者の車両が高齢の歩行者と接触し、負傷させる人身事故が発生しましたが、防衛省は「軽微な事故」として府や市への通報を怠りました。党府議団は12月5日に、京都府知事に対し、抗議と再発防止を求める申し入れを行いました。今回の事態を通じて明らかになった二つの問題についてお聞きします。

2019年2月の総務・警察常任委員会で、私は、当時米軍関係者による交通事故が相次いだにもかかわらず、京都府に対して事故の件数や内容が報告されていなかった問題を追及いたしました。その際に、米軍関係者の交通事故はすべての事故について、内容も含めて報告するというルールから、重大事故のみを報告し、軽微な事故については件数のみ報告するというルールに変更されたことが明らかになりました。私は、重大事故か軽微な事故かという判断が米軍任せになっていることを指摘して、元のルールにもどすよう求めました。今回の事案は、防衛局の「交通事故に関する情報提供の考え方」でも、「速やかに情報提供を行なう」事案とされている人身事故であったにもかかわらず、米軍側が「軽微な事故」と判断をして報告を行わなかったという事案であり、まさに、4年前に危惧したことが現実になったということです。あらためて、すべての事故について報告する、元のルールにもどすよう、米軍及び防衛

省に求めるべきではありませんか。

また、同じ総務・警察常任委員会で、総務部は交通事故の件数は、「防衛省から報告がないのでわからない」と答弁しましたが、私が府警本部に米軍関係者の交通事故の件数について質問すると、「2018年2月5日以降、今日までに16件の事故がありました」と答弁がありました。その際に私は、総務部と警察本部が情報を共有することを求めました。ところが、今回の事案においても、人身事故が起こったことを警察本部は把握していたのに、総務部は事故から2週間後に防衛省から報告を受けるという事態になっておりました。なぜ、警察本部と情報を共有しないのですか。

【西脇知事：答弁】 国家安全保障戦略等の3文書についてでございます。国においては、国家安全保障会議での議論等をふまえ、昨年12月に「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3文書を閣議決定し、その中で防衛力の抜本的強化として、反撃能力の保有と合わせて主要司令部の地下化や米国製トマホークの導入について定められているものと承知をしております。今年1月の内閣総理大臣施政方針演説では、防衛力の抜本的強化につきまして、まず優先されるべきは積極的な外交の展開であると同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、十分な守りを再構築していくための、防衛力の抜本的強化を具体化したとされているところでございます。国家完全保障戦略等の3文書や自衛隊施設の在り方につきましては、わが国の安全保障にかかわる国の専権事項であり、国におきまして、国民に対し丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

【吉井総務部長：答弁】 米軍経ヶ岬通信所についてでございます。まず新型コロナウイルス感染症対策についてであります。令和3年12月に沖縄県などの米軍基地において、海外から赴任した軍人等に感染が拡大した際、出国前の検査が行われていなかったことなどが明らかになったことから、全国知事会などを通じて出発地検査の厳守など、水際対策の徹底について強く要請をしたところでございます。

次に米軍関係者の交通事故についてであります。交通事故に関する情報提供の考え方につきましては、防衛省、京都府、京丹後市、地元関係者などで構成される安全安心対策連絡会において確認され、まとめられたものでございます。今回防衛省から関係者に対し、速やかな情報提供が行われなかったのは、防衛省が警察から物損事故であるとの情報を得ていたこと、及びけが人はいないと思いついたことにより、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかったという受け身の対応が要因であったと、防衛省において検証が行われたところです。検証結果では、関係機関が緊密に連携し、対応していることが確認されるとともに、交通安全対策推進チームの設置など、再発防止に向けた取り組みが示されたところではありますが、京都府と致しましては、防衛省に対し再発防止に向けた具体的な対応を求めるとともに、米軍関係者の交通安全に対する意識の向上及び交通安全対策の徹底を強く求めたところであります。

次に米軍関係者の交通事故に関する警察本部からの情報提供についてであります。警察本部からは交通安全対策に資するため、毎月交通事故の発生件数、事故の種類など、交通事故の発生状況に関する情報の提供を受けるとともに、死亡事故や運転手が逮捕されるような重大な事故については、報道発表に合わせてその範囲内で情報の提供を受けているところです。京都府と致しましては、府民の安心安全を守るため、交通事故に関する情報提供の考え方に基づき、防衛省から関係者に対し、必要な情報が適切に提供されるよう引き続きその徹底を求めてまいります。

【浜田議員：再質問】 知事から昨日の代表質問の答弁とほぼ同じような答弁が行われましたが、確かに安全保障そのものは国の専権事項かもしれませんが、私が問うているのは、一般的な安全保障問題ではなくて、京都府民にとって、極めて危険な事態が及ぶのではないかと、そのことについての知事の認識をお聞きしたのです。集団的自衛権を行使する際に、敵基地攻撃能力を行使をすれば、日本が武力攻撃を受けていなくても、同盟国である米国が海外で戦争開始したら、自衛隊は米軍と一体に相手国の領土に攻撃を加えることになり、その結果は日本への報復攻撃ということになります。舞鶴の海上自衛隊総監部の地下化というのは、米軍レーダー基地やトマホーク配備可能であるイージス艦のある京都北部が、戦場になる危険があるということ、防衛省自身が認めていることを示しているのではないのでしょうか。府民の安心安全を守るためにも、米軍レーダー基地の撤去を求めるとともに、トマホークの配備や舞鶴の海上自衛隊地下化にはきっぱりと反対すべきではありませんか。ぜひお答えください。

米軍関係者による交通事故の問題ですけれども、再発防止とか交通安全に対する意識の向上を求めるという事を言われましたけれども、そして1月24日に防衛省の近畿中部防衛局が検証結果を発表して、その中身が紹介されましたが、そこで言われているように、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応があったとされているわけですが、もちろんこの防衛局の受け身の対応そのものは問題ですけれども、根本的には交通事故に関する情報提供のルールを元に戻せばですね、こういうことは起こらなかったわけですから、改めてルールを元に戻すことを求めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

【知事：再答弁】 例えばXバンドレーダーの設置につきましては、これも安全保障に責任を有する国の国防上の必要に基づき配備されたものではございますけれども、京都府は府民の安心安全を守る立場から、ミサイルに対する防護体制に万全の体制をとるよう防衛大臣に対して確認を要請をおこないますとともに、その確実な実施についても求めてきたところでございます。今後とも府民に安心安全に問題が生じるような場合については、速やかに厳しく対応を求めて参りたいと思っております。いずれにしても府民の安心安全を守ることが、最も重要な使命だと考えておりますし、その方向で府政運営を進めて参りたいと思っております。

【総務部長：再答弁】 米軍関係者の交通事故の考え方についてでございますが、先ほど申し上げさせて頂きました通り、交通事故に関する情報提供の考え方につきましては、安全安心対策連絡会での議論を経まして、市長ですとか地元代表の意見を取り入れた上で、まとめられたものでありまして、京都府もこの連絡会の一員として、同意をしているものでございます。今回の案件につきましては、この考え方の運用において問題があったと考えておりまして、防衛省の検証では、関係機関とのやり取りなど対応の経緯経過を整理の上、要因や改善すべき事項、再発防止に向けた取り組みが取りまとめられたところでございます。京都府と致しましては、今回示された再発防止に向けた取り組みが確実に実施されるよう、具体的な対応などについて求めているところでございます。

【浜田議員：指摘要望】 知事は府民の安心安全に関わる事が起こればということ言われましたけれども、今岸田内閣が進めようとしている大軍拡大増税による戦争する国づくりというのは、京都北部がもう戦場にされかねない危険な道なんだということを私は指摘をいたしました。そういう意味で京都府として反対の声を上げることを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

原発の再稼働、運転期間延長、新原発建設の推進路線はストップを

【浜田議員】政府は、原発の再稼働加速と運転期間の延長、新たな原発建設など、原発推進の基本方針を今月中にも閣議決定しようとしています。これは、東京電力福島第一原発事故を受けて「可能な限り原発依存度を軽減する」としてきた政府自らの立場を投げ捨てるものです。京都府は、隣接する福井県にある原発から 30 キロ圏内に生活する住民が同圏内の福井県民よりも多く、立地県並みの対策を国に求めてきただけに、京都府民の安心・安全にとってきわめて重大な問題だと思えます。とくに、原則 40 年、最大 60 年という運転期間について、「安全対策」などで停止していた期間は運転期間から除外できるとしたことは重大です。すでに 40 年以上運転している高浜 1、2 号機は、福島原発事故以降、ほとんど停止していたので、60 年を超えて 70 年近くも運転可能になります。昨日の代表質問で知事は、「国に安全性が高まる仕組みを強く求めていく」と答弁されました。しかし、運転が止まっても機械設備は劣化をするし、世界でも 60 年を超えて運転した原発はなく、山中原子力規制委員会委員長も、「未知の領域」と述べておられます。60 年以上運転という前例のない危険な方針には、反対すべきではありませんか。

政府の原発推進への方針転換と軌を一にして、国の放射線防護対策が後退しているのではないのでしょうか。防護服については、令和 3 年 4 月 27 日付の内閣府の「令和 3 年度における避難退域時検査等の資機材整備について」の事務連絡で、「避難退域時検査等要員用の不織布防護服は申請しないこと」とされており、令和 4 年 9 月 28 日の内閣府の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、要員防護装備に防護服はなく、サージカルマスク、ゴム手袋、帽子だけとなっています。また、政府が原子力防災マニュアルをつくる際の委託先である、「日本原子力研究開発機構」の令和 2 年度原子力防災研究事業では、除染作業員の個人線量計の数量が不足する場合には、「同一作業グループの最も被爆を受けやすい者のみが着用」と書かれています。そういうなかで、関係自治体からは、「高浜原発の事故を想定した原子力防災訓練で、除染作業の要員が防護服も着用せず、靴も普通の靴だった」「綾部市では市職員の 2 割くらいしか個人線量計が配備されていない」など、放射線防護の資機材整備をめぐって心配の声が寄せられています。

12 月議会の危機管理・建設交通常任委員会で私が、国の放射線防護対策の後退について、京都府の認識と対応についてただしたところ、理事者からは、「京都府としては、安全性の確保の立場から、国とも協議していきたい」との答弁がありました。京都府として、具体的にどう対応されるつもりなのか、お答え下さい。

【危機管理監：答弁】原子力発電所の運転期間延長についてでございます。原子力発電所の運転期間の延長にともなう安全性については、原子力発電をエネルギー政策に位置づける国の責任において、万全の対策を講じられるべきものと考えております。現在原子力規制委員会において、40 年を経過した時点で認可を受ければ、最長 20 年間延長を認める現行制度に対し、30 年経過を起点に 10 年を超えない期間ごとに繰り返し審査を行う新しい安全基準が検討されております。この基準は 10 年が経過していても劣化審査を行うなど、劣化の兆候を見逃さない仕組みを取り入れた制度になると伺っております。また 60 年を超える安全規制につきましては、今後原子力規制委員会において制度設計していくことされており、京都府といたしましても引き続き国に対してより安全性が高まる仕組みの構築を強く求めてまいります。

次に国の放射線防護対策についてでございます。京都府では、これまでから万が一の原子力災害に備

え、住民避難の業務に従事する要員の安全確保のための放射線防護資機材を、広域振興局や関係市町に配布してきたところでございます。国においては令和3年度に発電所から30 km 圏の外に設置する避難退域時検査場所での検査除染の作業については、放射性物質を付着する可能性が少ないとの調査結果や、長時間での活動性や通気性の観点からも、不織布防護服や靴カバーの着用を不要とするなどの見直しがおこなわれたところでございます。一方京都府では、昨年11月に30 km 圏外である与謝野町で実施した避難退域時検査場所での訓練において、現地で現職専門家にご指導をいただきながら、不織布防護服と同等の効果が得られる布製ガウン等を装備して検査除染作業を行ったところです。今後とも作業要員の十分な安全確保が図られるよう、専門家のご意見を伺いながら訓練に取り組みますとともに、国に対しても必要な放射線防護資機材の確保を求めてまいりたいと考えております。

【浜田議員：再質問】老朽原発の運転期間延長について再質問させていただきます。昨日の代表質問で光永議員も質問いたしました。先日の高浜原発4号機の原子炉自動停止事故は、核分裂を制御する制御棒を作動させる装置の不具合という極めて深刻な重大な事故であり、核分裂を制御することもできないということを示しました。また昨日の原子力規制委員会で石渡委員は、運転期間延長問題について、「運転期間を法律から落とすことになり、安全性の改変とは言えない」「審査の期間が延びると、より高経年化した炉を将来動かすことになる」と指摘をして、運転期間延長に反対をされました。安全性を本当に求めるのであれば、京都府としてもこの老朽原発の運転延長にきっぱりと反対すべきではありませんか。

【危機管理監・再答弁】原子力発電所の安全性についてでございます。1月30日に自動停止いたしました高浜4号機の事案につきましては、発生直後に関西電力に対しまして、的確な情報提供と徹底した原因究明を求めているところでございます。現在も現地で調査が継続中でありまして、まずは原因を明らかにすることが最優先でございまして、今後再発防止も含めた対応と合わせて、京都府とUPZ各市町に対して丁寧な説明を求めているところでございます。原子力発電所の運転につきましては、何よりも安全性が優先されるべきという認識しております。常々から電力事業者に対して安全対策の徹底を繰り返し申し上げているところでございます。原子力発電の安全性に対する懸念を払拭するために、これまで以上に高い緊張感をもって運転にあたるべきことも求めてまいりたいと考えております。

次に原子力安全規制の見直しについてでございます。原子力規制委員会では、これまでから運転期間延長等の制度見直しに際しましては、運転期間は政策的判断ではあるけれども、高経年化した原子力発電所の安全規制については、原子力規制委員会が責任をもって審査するものとの考えで進められてございます。昨日の山中委員長の記事会見におきましても、運転していない期間についても当然劣化は進む。これも考慮をして高経年化した原子炉の安全規制については原子力規制委員会が責任をもって審査するように発言されております。今後原子力規制委員会において、審査の制度設計が行われて参りますので、京都府といたしましても検討状況を注視し、より安全が高まる安全性が高まる仕組みの構築を求めてまいりたいと思っております。

【浜田議員：指摘】原発の運転期間の延長問題については、昨日の原子力規制委員会でも疑義が唱えられて先送りになったということでもあります。改めて京都府民の安心安全を守るという立場から、京都府として政府の原発推進方針への転換には、ぜひ異議を唱えていただくことを求めまして、最

後の質問に移ります。

学生生活支援の独自対策、給付型奨学金制度の実現を

【浜田議員】京都府は一貫して、「大学生への支援は国が行ない、京都府は高校生への支援に責任をもつ」という立場を表明されてきました。しかし、コロナ禍のもとで、青年学生団体のみなさんが、京都府にたいして、学生の深刻な実態を伝え、学生への支援を要望し、私どもも、議会で繰り返し要望してまいりました。その結果、一昨年6月議会で、大学が学生への食料品・日用品の提供、PCR検査などを行なう場合、その費用の半額を支援する補正予算が計上され、一昨年の11月の補正予算と昨年6月の補正予算では、専門学校もそれが対象になり、全額支援に拡充され、多くの大学・専門学校で活用をされました。私は、昨年の決算特別委員会の書面審査で、一連の学生支援策について評価をしつつ、物価高騰が学生生活を直撃しているもとで、緊急生活支援事業にとどまらず、来年度予算で、恒常的な生活支援事業にするよう求めました。理事者からは、「大学連携会議の議論も踏まえて、今後とも、学生の実情に応じた支援を行なっていく」との答弁があり、来年度の政府予算への重点要望では、食料、生活必需品等の配布など、大学が講じる学生への支援強化に係る取組に対して財政支援を求めておられます。国に要望するだけでなく、京都府の来年度予算で、学生生活支援事業を実施すべきではありませんか。

学生のくらしがたいへんになっている根本には、高すぎる学費、多額の借金になる奨学金の負担があります。私どもは、議員団として、府内のすべての大学門前でアンケート対話活動などを通じて寄せられた声を冊子にまとめ、学費の値下げや給付型奨学金の実現、奨学金返済への支援などを求めて、政府交渉も行なってまいりました。

異常な学費の高さというのは、国が高等教育への予算を大幅に減らしてきたことが要因ですから、国に大学運営交付金や私学助成の増額を強く求めていただきたいと思います。奨学金については、昨年12月議会の代表質問で知事は「給付型奨学金制度については、令和6年度からの中間層や多子世帯への対象拡大等に向けた検討が行われる。今後とも学生が経済的な理由で学業を諦めることがないよう、国に対し要望してまいりたい」と答弁されました。国の制度の対象拡大を求めることは当然ですが、所得制限のある国の制度では、奨学金を受けている学生の大半は、国の制度が届きません。少なくとも、国の制度が届かない学生を対象にした、京都府独自の給付型奨学金制度を創設すべきではありませんか。

また、現在、奨学金を返済しているみなさんの負担を軽減するうえで、2017年から始まった就労・奨学金返済一体支援事業は、当初の14企業35人への支援、交付額246万5千円から、2021年度には、112者564人への支援、交付額2694万61円遅延へと広がり、重要な役割を果たしております。しかし、コロナ禍と物価高騰で中小企業の営業が厳しくなっており、労働者の実質賃金が下がっているもとで、企業負担額の軽減や6年間で上限90万円という給付額の引き上げなど、改善すべきではありませんか。

【浅山文化スポーツ部長：答弁】学生への支援についてでございます。学生への支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において、財源も含め全国で統一的に送られるべきかと考えており、これまで国に対して支援制度の拡充等を繰り返し要望してきたところでございます。京都府におきましても、大学連携会議などにおいて学生の実情をお聞きする中で、大学等が実施する食材、生活必需品の配布や食堂の割引など、学生が安心して生活できるよう支援してきたところでございます。今後とも大学連携会議などを通じて大学学生の状況をよくお聞きしながら、大学と緊密に連携し、学生の支援に努

めてまいりたいと考えております。

給付型奨学金制度につきましては、令和2年度に従前の制度を大幅に拡充する形で、高等教育の修学支援新制度が創設され、年収380万円未満の世帯を対象として、授業料の減免と給付型奨学金を併用した就学支援が実施されております。京都府といたしましても、これまでから給付型奨学金の対象拡大など、学生が安心して学べる環境が拡充されるよう支援制度の充実を国に対して繰り返し要望してきたところでございます。国におきましては、昨年5月教育未来創造会議の第1次提言をふまえ、同年8月に高等教育の修学支援制度のあり方検討会議を設置され、多子世帯等の中間層への対象拡大などを内容とする報告書が取りまとめられ、現在では令和6年度からの制度拡充に向けた具体的な準備が進められているとお聞きしているところでございます。今後とも学生が経済的な理由で学業を諦めることがないよう、給付型奨学金の所得制限の緩和と制度の拡充について国に対して要望してまいりたいと考えております。

【上林商工労働観光部長：答弁】就労奨学金返済一体型支援事業についてでございます。京都府の就労奨学金返済一体型支援事業は、中小企業の人材確保と若手従業員の職場定着及び経済負担の軽減を目的として、奨学金返済手当等の支給を行う中小企業を支援する本府独自の制度でございます。これからまでから企業や働いている方のご意見をお聞きする中で、支援対象者の府内居住要件の廃止など順次改善に取り組んでまいりました。その結果現在までに制度を導入した企業は212社、補助金の活用は879人にのぼるなど着実に成果を上げております。引き続きさらなる成果が上がるよう適切に運営してまいりたいと考えております。

【浜田議員：再質問】引き続き学生の皆さんが経済的な困難を理由に学業を諦めるようなことはないよということを強調されました。あの改めてですね、今学生に実態がどうなのかということで、今大学の入試が始まっております。民主青年同盟の皆さんが、受験生の対話アンケートの取り組みを行っておられますが、そこでお聞きしますと、受験生からは、「コロナ禍に次ぐ物価高騰で、親の経済状況が厳しくて仕送りは期待できないので、自宅から通うかアルバイトを掛け持ちするしかない」とこういう声が多数寄せられているとお聞きしました。本府も政府への予算要望で、学生への支援強化への財政支援を求めておられて、今学生に対する経済支援の必要性は認識しておられると思います。けれども来年度の予算では、その支援がひとつもないわけで、改めて来年度の予算で、学生生活支援事業を継続することを求めたいと思いますが、お答えください。

岸田首相は、従来とは次元の異なる子育て支援を行うと言っております。それならば、教育費の負担軽減ことが求められていると思います。したがって、国に対して高すぎる学費を半減させ、入学金制度廃止をし、給付型奨学金制度をさらに拡充することを強く求めていただきたいと思います。しかし国の対策を待っている、学生生活は4年しかないわけですから、今の学生の苦難は解決をしません。京都府として、すぐにやれることとして国の制度が届かない学生を対象にした給付型奨学金制度の創設、そして今答弁ありませんでしたけれども就労・奨学金返済一体支援事業をさらに拡充するということをぜひ求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【文化スポーツ部長：再答弁】学生生活支援事業に関する来年度の予算措置についてでございますが、先ほどもお伝えしましたように、京都府では大学連携会議におきまして、学生に最も身近で個々の状況に把握しておられる大学等から学生の事情を聞く中で、これまで6度の補正予算をお認めいただく中で、

大学等が実施する感染防止対策をはじめ、学生への食材、生活必需品の配布や生活支援を継続的に実施してきているところでございます。

大学等におかれましては、この府の補助金をご活用いただきまして、学生の実情に合った柔軟で効果的な対応を実施して頂いているものと聞きしているところでございます。今後新型コロナウイルス感染法上の位置付けも変更される旨国の方で検討されるところでございますが、京都府と致しましては、こうした状況も見つつ今後とも大学連携会議や各大学への戸別訪問なども実施し、実情もしっかりとお聞きする中で、大学生の状況をしっかりと把握し、学生への支援について検討してまいりたいと考えております。

給付型奨学金制度でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、現在国に対して制度の拡充等をお願いしているところでございまして、国の方でも制度拡充の動きが検討される所と聞いています。京都府といたしましては、引き続き国に対して制度拡充等の要望をしっかりと実施してまいりたいと考えているところでございます。

【商工労働観光部長：再答弁】就労・奨学金返済一体型支援事業の拡充についてでございます。答弁いたしました通り、京都府の新制度につきましては、多くの方に利用いただいております。これまでから事業者、従業員の方々の声をお聞きしながら、拡充に努めてまいっているところでございまして、今後も引き続きそうしたお声を聞きながら、制度を拡充してまいりたいと考えておりますし、広く普及をはかってまいりたいと考えております。ただ基本的には、大学生に対する修学支援につきましては、高等教育を所管する国において行われるものと考えておまして、こうした関係で国に対して、これまでも要望してきております。引き続き国に対して対応を求めてまいりたいと考えております。

【浜田議員：指摘要望】両部長とも学生や労働者の声をよく聞いてということをお答えになりました。この間、京都府は言われているように、大学や学生への支援は国がやるものということ言っていましたけれども、この間やっぱり学生の皆さんの本当に苦難が広がっている中で、また学生の皆さんの声に耳を傾けて頂いて、数度に渡る補正予算も組んでいただいたわけです。現時点で改めて学生がコロナ禍に加えた物価高で苦難に直面しておまして、経済的な理由で学業を諦めざるを得ないという事態が起こりかねない状況になっているおり、学生の苦難は根本的に解決してないわけですから、改めて学生生活への支援対策を抜本的に強化をするということを強く求めまして、質問を終わります。